

地震による家具の転倒を防ぎましょう

～ 取付けを代行します ～

日本では、毎年のように地震が起こっています。その中でも阪神・淡路大震災(1995)、東日本大震災(2011)、熊本地震(2016)、大阪北部地震(2019)等の大きな地震が起きています。そして多くの方が怪我をしたり、お亡くなりになっています。

その死亡原因の大半が、**家具の転倒による窒息死・圧死でした。**

御坊市では家具転倒による被害を減らすため、家具転倒防止金具の取付け支援を行っています。

「家具は、必ず倒れるもの」と考え防災対策を講じましょう。

【対象世帯】

御坊市内に住所があり、ご自身では家具の固定が困難な方で以下の条件に一つでも当てはまる方

- ①満65歳以上の者のみで構成する世帯
 - ②身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳
和歌山県療育手帳制度要綱の交付を受けている者のみで構成する世帯
 - ③その他(市長が特に必要と認める世帯)
- (例：①及び②に該当する者のみで構成する世帯)



【受付期間】

令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月)

※家具転倒金具の取付けが、令和4年2月28日(月)までに完了出来る方に限ります。

【対象家具数】

1世帯につき、3竿以内(たんす、食器棚、本棚等を対象)

【補助金額】

取付けにかかる費用は、一世帯あたり8,500円を上限とし超えた金額は自己負担となります。



※注意

- 1 金具の取り付けに際して、家屋又は家具に発生した傷等については、市及び事業者の責めに帰すべき事由と認められる場合を除き、市及び事業者は、その損害賠償の責めを負いません。
- 2 固定された家具が転倒したこと等より被害又は損害が生じても、市及び事業者は、その損害賠償の責めを負いません。



◎申し込み◎

家具転倒防止金具取付け希望の方は、印鑑を持参のうえ、市役所防災対策課（1階窓口②）までお越しいただき申請手続きを行います。
また、電話相談（☎23-5528）も承っています。

◎日程調整◎

現場調査日・取付け日は、事業者から事前連絡があるので日程調整を行ってください。

◎現場調査◎

事業者が、お宅に伺い家具の状況や金具の取付け位置の確認金具の見積りを行います。



御坊市が指定した事業者
(御坊市シルバー人材センター)

◎取付け、支払い◎

事業者が、後日、金具の取付け作業を行います。
取付費用が 8,500 円を超えた時、超えた金額を事業者にお支払いください。

◎書類◎

申請者は、申請書・誓約書・請求書などの書類を作成します。

書類には、同じ印鑑を使用することになっているのでご注意ください。



【お問い合わせ先】

〒644-8686

御坊市藪350番地 御坊市役所 防災対策課

TEL:0738-23-5528 FAX:0738-52-7036